平成２１年（フ）第２０８３０号
東京都板橋区小茂根４丁目１－８－105
破産者　及川　聡子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８５６号
東京都新宿区新宿５丁目２－19－Ｃ－２
破産者　橋本　芳子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９２７号
埼玉県川口市幸町１丁目８－21－102
破産者　金元　孝男
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９２８号
埼玉県川口市幸町１丁目８－21－102
破産者　金元留美子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０８０号
埼玉県さいたま市南区文蔵５丁目７－７－105
破産者　池田　正豊
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１２３号
東京都世田谷区中町３丁目９－３
破産者　吉田　尚貴
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４４６号
東京都練馬区大泉町１丁目36－７、開始決定時の住所東京都練馬区土支田１丁目30－３
破産者　土佐　高明
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４４７号
東京都練馬区大泉町１丁目36－７、開始決定時の住所東京都練馬区土支田１丁目30－３
破産者　土佐　令子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４４８号
東京都練馬区大泉町１丁目36－７、開始決定時の住所東京都練馬区土支田１丁目30－３
破産者　土佐　寛明
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８９９号
神奈川県平塚市徳延216－１－103
破産者　内藤　博行
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９３３号
東京都千代田区神田司町２丁目５番地
破産者　株式会社イマージ
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９８７号
東京都調布市深大寺東町８丁目５－29－201
破産者　池田　一雄
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２００２号
東京都葛飾区西亀有２丁目45番２号
破産者　株式会社光立工業
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０２５号
東京都新宿区西五軒町５番13－310号　ライオンズシティ神楽坂
破産者　特定非営利活動法人ＳＫＩＰ
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０６９号
埼玉県三郷市高州２丁目253番地２
破産者　有限会社須賀プラスチック工業
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１１６号
東京都豊島区南大塚３丁目38番15号　コーポニュー大塚602
破産者　有限会社ＲＩＳＥ－2004
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１３８号
東京都港区高輪２丁目５－７
破産者　安　健一郎
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１５５号
東京都葛飾区高砂２丁目38番６号
破産者　有限会社セントラルブックス
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１５６号
東京都葛飾区鎌倉４丁目23－６
破産者　渡辺　　仁
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１５７号
茨城県土浦市都和３丁目１－１－２
破産者　清水　裕夫
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１６１号
東京都練馬区田柄２丁目32－12　セジュール12－205
破産者　武田　悌昌
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１８９号
東京都大田区中央６丁目24番４号
破産者　合資会社松本屋本店
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部